

## 豊島区感染症予防計画（素案）の概要（案）

### 1 計画の位置づけ

感染症法第 9 条において国が基本指針を定め、感染症法第 10 条第 1 項において基本指針に則して都道府県が、同条第 14 項において保健所設置区市が定める計画

### 2 計画期間

令和 6 年度～令和 11 年度（2024 年度～2029 年度）の 6 か年計画

### 3 検討体制

地域医療に従事する者、警察、消防、区職員で構成される「新型インフルエンザ等対策推進協議会」にて、計画策定に向けた検討を行う

### 4 主な特徴

- ・感染症発生予防・まん延防止のための施策、検査体制、保健所の体制整備などを記載
- ・検査体制、保健所の体制整備については数値目標を設定

### 5 施策の体系

- ・感染症発生の予防・まん延防止のための施策
- ・検査の実施体制
- ・患者の移送のための体制
- ・外出自粛対象者の療養生活の環境整備
- ・人材の養成及び資質の向上
- ・保健所の体制確保
- ・緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止

### 6 今後のスケジュール

令和 5 年 12 月 25 日	第 1 回新型インフルエンザ等対策推進協議会
令和 6 年 1 月下旬	第 2 回新型インフルエンザ等対策推進協議会
2 月下旬	第 1 回定例会区民厚生委員会、素案・パブリックコメント実施報告
3 月 1 日～15 日	パブリックコメント実施
3 月下旬	第 3 回新型インフルエンザ等対策推進協議会
3 月	計画策定、公表

○必要とする人員の積算

( ) 内は保健師等専門職の人数

時期		流行初期 流行開始から3ヶ月 (新型コロナ第3波を想定)	流行初期以降 流行開始から6ヶ月 (新型コロナ第6波を想定)
感染規模		30~80人/日	300~650人/日
業務	積極的疫学調査・検査業務	12人(9人)	18人(11人)
	患者情報の共有・整理	9人(0人)	24人(0人)
	入院・宿泊療養調整	3人(2人)	8人(1人)
	発熱相談センター	6人(1人)	10人(0人)
	初回電話連絡	10人(6人)	42人(1人)
	健康観察	12人(4人)	27人(12人)
	事務文書作成・発行	6人(0人)	20人(0人)
計		58人(22人)	149人(25人)

※本区における新型コロナ第3波は、令和2年11月~令和3年2月(感染規模 50人/日)、新型コロナ第6波は、令和4年1月~令和4年4月(感染規模 382人/日)

○人員の割り振り

職	所属	流行初期	流行初期以降
事務職	池袋保健所	16人	24人
	区役所	10人	40人
	外部人材	10人	60人
保健師等	池袋保健所	10人	12人
	区役所	2人	3人
	外部人材	10人	10人
計		58人	149人

〈参考〉新型コロナ第6波(令和3年1月~4月、感染規模382人/日)の池袋保健所外からの支援体制は、区役所(事務40人、保健師4人)、派遣(事務50人、看護師等6人)、東京都(6人)、その他(1人)の計107人

○臨時の予防接種について

・臨時の予防接種が実施される場合には、別に人員の配置が必要(令和3年5月の新型コロナウイルス接種担当課は、課長1、係長2、係員9の計12人体制)。